

令和7年度第3回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会
化学物質審議会第248回審査部会
第255回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会
【第一部】

議事要旨

日 時 令和7年6月20日(金)13:00～13:40

場 所 AP 虎ノ門 及び オンライン(ハイブリッド)

議 題

1. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）新規対象物質の化学物質審査規制法第一種特定化学物質への指定について
（審議物質：クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及び LC-PFCA 関連物質）
2. その他

議 事

会議は公開で行われた。

- ・ 議題1について、新たにPOPs条約の附属書A(廃絶)への追加が決定されたことなどから、「チオりん酸 O ・ O -ジエチルー O -(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)」、「中鎖塩素化パラフィン(以下の(1)(炭素数が14から17までのものであつて、かつ塩素含有率が重量比で45%以上である直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物)、(2)(以下の分子式を有する炭素数が14から17までの直鎖クロロアルカンを含む物質又は混合物 $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ ($y \geq 5$)、 $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$)、 $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ ($y \geq 6$))又は(1)かつ(2)を満たす物質)」並びに「ペルフルオロアルカン酸(炭素数が9以上21以下のものに限る。)(別名長鎖PFCA)又はこれらの塩」及び「ペルフルオロアルカン酸関連物質(フッ素、塩素又は臭素以外の原子に直接結合するペルフルオロアルキル基(炭素数が8以上20以下のものに限る。))を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロアルカン酸(炭素数が9以上21以下のものに限る。))を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」(以下、「長鎖PFCA関連物質」という。))について、化審法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られた。
- ・ また、長鎖PFCA関連物質については、今後開催する3省合同会合の意見等を聴いた上で、新設する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において具体的な物質群を指定することとした。
- ・ 化学物質審議会審査部会と中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会においては、各審議会における報告(案)について審議が行われ、了承された。また、薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会においては、化学物質安全対策部会に報告の上、同部会にて当該物質群の第一種特定化学物質への指定等について審議することとされた。
- ・ 議題2について、特段の議論はなかった。